

6 肉用鶏農場における農場分割管理への取り組み

県北家畜保健衛生所

川崎 洋平・橋本 哲二・島田 善成

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生した際に、殺処分の範囲を限定することで円滑な防疫措置の完了及び農場のリスク軽減のため、管内の肉用鶏農場において、分割管理に取り組んだので、概要を報告する。

1 農場概要

当該農場は2農場を有しており、A農場（図-1）ではウインドウレス鶏舎7棟で85,000羽を、B農場（図-2）では開放鶏舎5棟で45,000羽を飼養しており、両農場は直線距離で約3km離れていた。

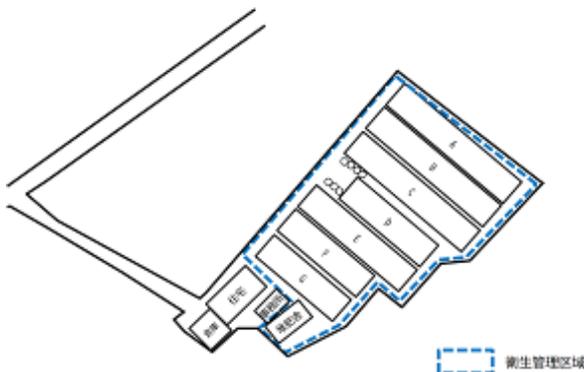


図-1 A農場見取り図

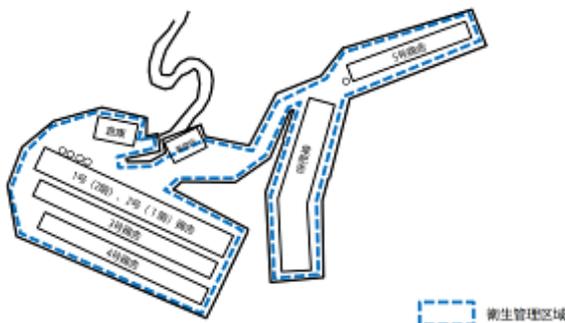


図-2 B農場見取り図

また、B農場が入雑後3週間前後でA農場が入雑するプログラムになっており、飼養衛生管理

者については各農場に1名ずつ配置され飼養管理が行われていたが、各農場の入雑及び出荷時にはそれぞれがもう一方の農場へ立入るとのことであった（図-3）。

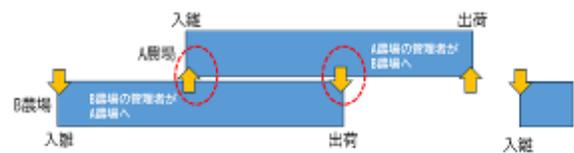


図-3 農場の入雑プログラム

なお、車両や重機については、各農場専用となっており、A農場にはシャワー室が設置されていた。

2 分割管理への取り組み

国が示す「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」では、発生農場以外の農場において、HPAIの発生が否定されていること、飼養衛生管理の遵守が確認されていること、衛生管理区域等への入場時にシャワーイン等が実施されている場合は疑似患畜から除外される場合があると記載されていることから、農場の現状を踏まえ以下の取り組みを行うこととした。

(1) 交差汚染防止対策

A農場にはすでにシャワー室が設置されていたことから、B農場にも新たにシャワー室を設置し、両農場でシャワーインを実施することとした。また、既存の施設を利用し、特に衛生管理区域の入退場時の動線について見直しを行った。

A農場の動線を図-4に示す。飼養管理者は住宅手前の駐車場に車を駐車後、住宅裏を通り事務所に入る。事務所に入る際には設置の消毒用

スプレーで手指を消毒後、事務所用サンダルに履き替える。事務所入室後は、シャワー室でシャワーを浴び衛生管理区域用の衣服に更衣を行う。また、シャワー前後で交差がないよう、事務所入口～シャワー室までの通路は区分けを行った。更衣後は、一旦事務所用とは別のサンダルに履き替え外に出た後、事務所出入口付近に設置してあるボックスから衛生管理区域専用の長靴を取り出し、衛生管理区域の境界で履き替えることとした。

作業終了後は、入場時とは逆の経路となり、衛生管理区域専用衣服については、事務所外に設置してある消毒入りのポリバケツで浸漬消毒を実施することとした。

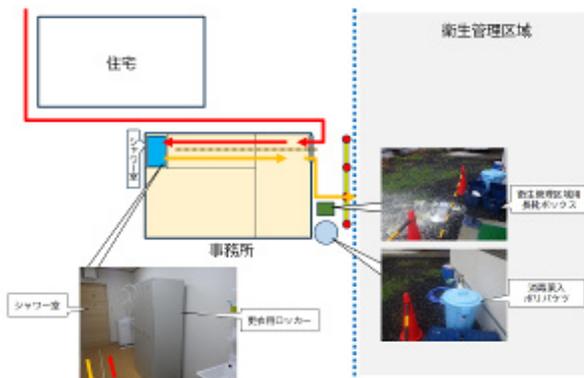


図-4 A農場の動線

次に、B農場の動線を図-5に示す。B農場には元々シャワー室の設置がなかったため、事務所外に新たに設置を行い、動線を設定した。農場到着後、衛生管理区域外の事務所に移動し、手指消毒後、一旦専用のサンダルに履き替え、シャワーを浴びる。その後、衛生管理区域専用の衣服に着替え、衛生管理区域境界に設置したボックスに保管している長靴に履き替え衛生管理区域に入場する。

作業終了後は、A農場と同様に入場時とは逆の経路となり、衛生管理区域専用衣服についても消毒入りのポリバケツで浸漬消毒を実施することとした。

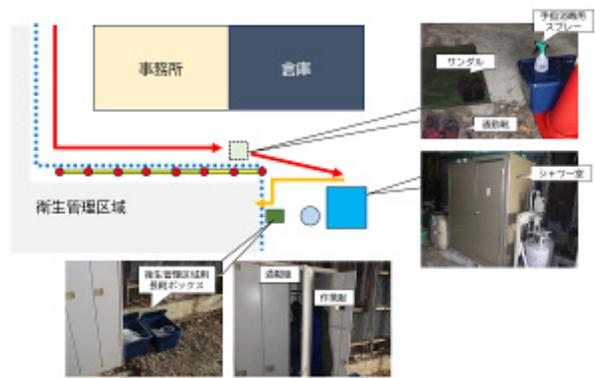


図-5 B農場の動線

(2) 飼養衛生管理マニュアルの修正及びチェックシートの作成

すでに作成済みの飼養衛生管理マニュアルについて、シャワーインの実施について追記を行った。また、交差汚染防止対策については、チェックシートを作成し、衛生管理区域に入場する際には、毎回記録を実施することとした。なお、記録については、飼養衛生管理基準に定められた入場記録等と同様に、少なくとも1年間は保管するように指導を行った。

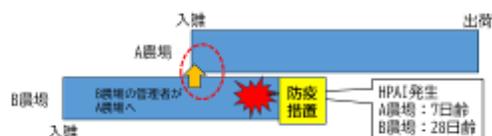
これらの取り組み内容については、畜産課を通して農林水産省動物衛生課と協議し、提案の内容で分割管理を行うことは可能と考えたとの回答が得られた。ただし、防疫指針留意事項23の例外協議について示されている、飼養衛生管理基準の遵守徹底が前提となるとの意見があったことから、継続的な巡回による取り組み状況等の確認や必要に応じた指導を実施している。

3 成果

(1) 農場のリスク軽減

当該農場の入雑状況から、仮にA農場の入雑後7日以内にB農場でHPAIが発生した場合、疫学関連農場としてA農場も防疫措置の対象となることが想定される。B農場28日齢(A農場7日齢)で発生したと仮定した場合、素畜費を導入価格を75円、肥育経費を9円/日とすると、A農場で11,730,000円、B農場で11,445,000円の計23,175,000円の損失となる。しかしながら、分割管理によりB農場での発生時にA農場における防疫措置を回避することが出来れば、損失は約半分に抑えることが可能となる(図-6)。

○B農場でHPAIが発生し、A農場が疫学関連農場から除外と想定



(素畜の導入価格 + 肥育経費) × 羽数
A農場 (75円 + 9円 × 7日) × 85,000羽 = **11,730,000円**
B農場 (75円 + 9円 × 28日) × 35,000羽 = **11,445,000円**

※素畜の導入価格及び肥育経費は防疫指針を参考に算出

図-6 農場のリスク軽減

(2) 円滑な防疫作業の実施

(1)と同様に、仮にB農場でHPAIが発生しA農場が関連農場として両農場で防疫措置が実施された場合、長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づくとA農場は5日間で約1,800人の動員が、B農場では3日間で約1,600人の動員が必要となる(後方支援センター及び埋却地は両農場で共通のため、一部動員は重複あり)。これが、分割管理により、B農場のみの防疫措置となった場合、A農場で必要となる人員約1,600人並びにそれに付随する資材の削減でき、防疫日数が5日から3日に短縮することが可能となる。

4 まとめ

今回、シャワーインの実施及び作業動線の見直し等、既存の施設を活用した交差汚染防止対策を主体とし、分割管理に取り組んだ。

また、分割管理の取組みは農場のリスク軽減及び防疫措置の円滑化に大きく寄与することが想定された。

今後も農場と連携し、飼養衛生管理基準の遵守徹底をはじめ、分割管理マニュアルの適正な運用のため、継続的な指導・助言を実施し、防疫体制の強化に努めたい。